

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年3月24日～2022年4月6日)

令和4年(2022年)4月8日

H E A D L I N E S										
<p>政治</p> <p>全国裁判所評議会(KRS)評議員候補2名の与党推薦取消し 司法制度改革に関する法案の第1読・第2読の実施 ウクライナ国民支援法改正案の成立 「ポーランド2050」第1回党大会の実施 新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置の撤廃 国家安全保障会議の招集 政府による対露制裁に関する法案の採択 上院議長の解任動議提出 ウクライナ戦争避難民担当政府全権委任代表ポストの新設 政党別支持率に関する最新の世論調査結果 ロシアのウクライナ侵略に対応する政治家の評価に関する世論調査結果 モラヴィエツキ首相と岸田総理との会談 ドゥダ大統領のNATO首脳会合出席 モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 ラウ外相のモルドバ訪問 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領とのビデオ会談 バイデン米大統領のポーランド訪問 ドゥダ大統領とジョンソン英首相との電話会談 モラヴィエツキ首相とクレーバ・ウクライナ外相との会談 ラウ外相のジョージア訪問 林外務大臣のポーランド訪問 モラヴィエツキ首相とトラス英外相との会談 ラウ外相とトラス英外相との会談 ブチャの事案に関するポーランド外務省声明 M1A2「エイブラムス」戦車購入契約署名</p>										お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fx5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>テロ脅威警戒レベル発令の延長 ベラルーシからの不法移民に関連する動向 ベラルーシ情報機関に協力した疑いでポーランド人を拘束</p>										
<p>経済</p> <p>UNHCRによるウクライナ避難民支援 欧州委員会の対ロシア制裁第5次パッケージの発表 金融政策決定会合、中央銀行基準金利を1%引き上げ 失業率が5.4%に低下 国家サイバーセキュリティシステム法案の公開協議要求 ポーランド食品グループの設立 ポーランドの学校におけるウクライナ人教師の就職準備 原子力発電所建設に向けたステップ 2040年までのポーランドのエネルギー政策の改定 ロシア産炭化水素の輸入停止</p>										

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
 欧州でのテロ等に対する注意喚起
 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起
 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
 「たびレジ」への登録のお願い
 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
 マイナンバーカード取得のお願い
 年金受給者の現況届提出について
 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
 大使館広報文化センター開館時間
 文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

内 政

全国裁判所評議会(KRS)評議員候補2名の与党推薦取消し【3月23日】

3月23日、与党「法と正義」(PiS)は、全国裁判所評議会(KRS)の次期評議員候補であった2名の裁判官の推薦を取り消した。これにより、KRS評議員のうち下院が選出する裁判官枠15名に対し、現在残っている候補は13名となった。KRS評議員の任期は4年であり、昨年12月4日以降、本年3月8日に今期のKRS評議員の任期満了を迎えた今もなお、次期評議員の選定プロセスが進められている。

司法制度改革に関する法案の第1読・第2読の実施【3月24日・4月6日】

3月24日、最高裁判所規律部の廃止などの司法制度改革に関する法案5つが下院で第1読に付され、大統領案、与党「法と正義」(PiS)議員案、連立与党「連帯ポーランド」議員案の3本が委員会の第2読に付されることになった。野党が提示した2本の法案については、第1読で廃案となった。ポーランドは、法の支配に関わる司法制度改革を巡って欧州委員会と対立を深めており、欧州復興基金支払いのために必要なプロセスとされる欧州委による国家復興計画の承認も依然としてなされていない。今後、法案の完成形が最高裁規律部の廃止や免職された裁判官の職務復帰、ポーランド司法制度の改革などを求める欧州委の期待に応えるものになるか否か、注目が集まっている。

4月6日、下院の司法・人権委員会は、大統領案とPiS議員案の第2読を行い、大統領案を今後の議論のベースとする決定を下した。PiSは、大統領案に修正を付すべきであると発表しており、また、「連帯ポーランド」も同様に自分自身の法案の趣旨が大統領案に反映されるような修正を付すべく作業を進めると宣言した。「連帯ポーランド」の党首を務めるジョ

ブロ法務大臣は、4月4日、「連帯ポーランド」が現在の形での大統領案を支持する用意がないことを明らかにした。

ウクライナ国民支援法改正案の成立【3月26日】

3月26日、ウクライナ国民支援法改正案がドゥダ大統領によって署名され、官報に掲載され、2月24日に遡って発効した。同法は、当初2月24日以降戦禍を逃れてウクライナから第三国を経由せずに直接ポーランドに入国したウクライナ避難民を適用対象としていたが、今回の法改正によってウクライナからポーランドへ直接ではなく第三国を経由して入国したウクライナ避難民に対しても同法が適用されるようになった。

「ポーランド2050」第1回党大会の実施【3月27日】

3月27日、「ポーランド2050」の党大会が初めて実施された。シモン・ホウォヴニャ氏が代表に、ミハウ・コボスコ氏が第一副代表に、アグニェシュカ・ブチンスカ氏が第二副代表にそれぞれ就任した。当初は社会運動として創設された「ポーランド2050」は、2020年11月に政党登録を申請するも既に似た名称の政党登録申請が受理されているとして政党登録プロセスが続けられていたが、3月22日に正式に政党として登録されたことを受け、今回の党大会開催に繋がった。ホウォヴニャ代表は、通貨のユーロ切り替えと安定した税制の採択を目指すと言明するとともに、可及的速やかにロシアとの国境を閉鎖し、貿易を停止するよう求めた。

新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置の撤廃【3月28日】

3月28日、新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置が一部の例外を除き撤廃された。あらゆる隔

離義務 (isolation 及び quarantine) がなくなったほか、医療関係機関を除く屋外におけるマスク着用義務も廃止された。

国家安全保障会議の招集【3月28日】

3月28日、ドゥダ大統領によって本年3回目となる国家安全保障会議が招集された。同会議では、ロシアのウクライナ侵略、避難民の急増、バイデン米大統領のポーランド訪問、臨時のNATO首脳会議などに関連する最近の出来事について議論された。本年1回目及び2回目の会議は、それぞれ1月28日及び3月2日に実施された。国家安全保障会議は、国内外の安全保障分野に関する大統領の諮問機関であり、上下両院議長や首相、外相、国防相、内務・行政相、議会の会派・団体などで構成されている。

政府による対露制裁に関する法案の採択【3月29日】

3月29日、政府は、ロシアを支援する個人・団体の財産凍結を可能にする法案を採択した。対象者リストは、内務・行政省によって管理されることになる。また、政府は、国家レベルでロシアからの石炭輸入をブロックする法案を採択した。さらに、政府は、ポーランド外務省の職員、特にポーランドの同盟国以外に留学した職員を調査できるようにする外務省法改正案を採択した。加えて、政府は、ポーランド・ロシア間の投資の支援・相互保護に関する協定締結に対するポーランドの同意撤回を通知する外交文書をロシアに送る予定であることを明らかにした。

上院議長の解任動議提出【3月31日】

3月31日、与党「法と正義」(PiS)は、グロツキ上院議長の解任動議を提出した。これは、同上院議長がウクライナ最高評議会に宛てた「恥ずかしながら、一部の企業はロシアで営業活動を続けていること、数千台の貨物自動車は依然としてポーランドを通じてベラルーシへ向かっていること、そして政府は未だにロシアの石炭を輸入しており、ロシアのオリガルヒの資産を凍結できていないことについて謝罪しなければならない。このような形で、受け入れがたい偽善でもって、我々は、意図に反して、金を得て罪のない

人々を殺害する犯罪政権に資金を提供し続けるのである。」という発言を受けたものである。PiSは、新しい上院議長候補として、マレク・ペンク上院副議長を推している。

ウクライナ戦争避難民担当政府全権委任代表ポストの新設【4月2日】

4月2日、政府は、ウクライナ戦争避難民担当政府全権委任代表というポストを新しく設け、シェフェルナケル内務・行政副大臣を任命した。同ポストは、省庁間の避難民のための活動を調整し、実現させることを任務としている。

政党別支持率に関する最新の世論調査結果【4月5日】

4月5日、当地ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施した政党別支持率に関する最新の世論調査結果を発表した。第1位は与党「法と正義」(PiS)で32.9%となり、首位をキープした。第2位は「市民連立」(KO)で25.1%、第3位は「ポーランド2050」で9%という結果が出た。第4位は「左派」で7.1%、第5位は「同盟」で6.3%、第6位は「農民党」(PSL)で5%となった。なお、特定の政党を示さなかったのは、14.6%であった。

ロシアのウクライナ侵略に対応する政治家の評価に関する世論調査結果【4月6日】

4月6日、当地ジェンニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、世論調査機関 United Surveys が実施したロシアのウクライナ侵略に対応する政治家の評価に関する世論調査結果を発表した。同調査によれば、侵略に最も上手に対応しているという評価を受けたのは、ドゥダ大統領(37.8%)、モラヴィエツキ首相(34%)、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長兼最大野党「市民プラットフォーム」(PO)副党首(25.9%)であった。他方、トウスクPO党首とカチンスキ副首相兼与党「法と正義」(PiS)党首は、それぞれ9.8%と8.4%と伸び悩む結果となった。今回の世論調査は、予めリストアップされた政治家から選択する形式ではなく、調査対象者が自発的に政治家の名前を挙げる形で実施された。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相と岸田総理との会談【3月24日】

3月24日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルにおいて岸田総理と会談を行った。岸田総理は、ウクライナ避難民受入れ等、正に最前線で今次危機に国民一丸となり対応しているポーランドに心から敬意を表する旨述べた。また、ウクライナ在留邦人の退避や日本からウクライナへの防衛装備品輸送の協力についても謝意を伝達した。岸田総理は、ロシアによるウクライナ侵略は、欧州にとどまらず、アジア

を含む国際秩序全体の根幹を揺るがす深刻な事態であり、我がこととしてとらえて厳しい対露制裁及びウクライナ支援を行っている旨述べた。両首脳は、祖国を守るため懸命に行動するウクライナの人々を断固たる決意で支援していくことを確認した。さらに、岸田総理はウクライナ避難民の日本への受入れと生活支援のための体制も構築しており、ポーランドに総理特使を派遣する旨述べた。

ドゥダ大統領のNATO首脳会合出席【3月24日】

3月24日、ドゥダ大統領は、ブリュッセルで開催されたNATO首脳会合に出席した。同会合後の記者会見において、ドゥダ大統領は、「NATOが結束を維持していることを嬉しく思う。ロシアのウクライナへの侵略を阻止するために平和的かつ適切な手段を用いてあらゆることを行わなければならない」と強調した。また、同大統領は、「ロシアはこの戦争に勝つことはできない。なぜなら、ロシアの勝利はNATO東方にとって危険を意味し、それは事実上、NATO全体にとっての危険を意味するからである。外交は必要であるが、それとは別に、ロシアに秩序をもたらす、国際法の遵守をしっかりと求める断固とした措置が必要である」と指摘した。さらに、同大統領は、「ウクライナと国境を接し、ロシア帝国主義の潜在的脅威にさらされているポーランドの大統領である私にとって、非常に重要な点は、NATO東方のプレゼンスが高まることである」と強調した。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【3月24日～25日】

3月24日から25日にかけて、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催された欧州理事会に出席した。同会合には、欧州首脳に加え、米国のバイデン大統領も出席した。各国首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について主に戦争の経済的影響とエネルギーや防衛を含む広い意味での安全保障に関する問題を議論することに重点を置いた。また、難民への支援も重要な論点であった。同会合において、同首相は、モスクワに対して痛みを伴う制裁を課し続ける必要性を強調し、ロシアとの石油、ガス、石炭の貿易を制限する必要性を指摘した。

ラウ外相のモルドバ訪問【3月25日】

3月25日、ラウ外相は、OSCE議長としてのモルドバのキシナウを訪問し、サンドゥ大統領、ガブリエルタ首相、ポペスク副首相兼外務・欧州統合担当大臣、及びセレブリアン再統合担当副首相と会談した。同会談では、トランスニストリア紛争のあらゆる側面における包括的かつ恒久的な政治的解決の追求とモルドバの独立と主権、領土一体性の強化に焦点が当てられた。ラウ外相は、「今回の訪問で、この困難な時期におけるモルドバに対するポーランドの連帯と政治的支援を示したい」と強調した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領とのビデオ会談【3月26日】

3月26日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領とビデオ会談を行い、ロシアの侵略の現状とウクライナへの更なる支援の可能性について議論した。ドゥダ大統領は、ポーランドがEU及びNATOのパートナーに対して、ウクライナが必要とする人道

支援を含む支援を増やすよう説得する努力を続けることを確約した。また、同大統領は、同日ワルシャワを訪問したバイデン米大統領との会談においても、ウクライナ支援が話題の一つになったことを伝えた。

バイデン米大統領のポーランド訪問【3月25日～26日】

3月25日から26日にかけて、バイデン米大統領はポーランド訪問を訪問した。25日、同大統領は、ポーランド東部ジェシュフを訪問し、ドゥダ大統領と共にウクライナ避難民支援に携わるNGOの代表者と会談したほか、第82空挺師団の米兵と面会した。26日、バイデン大統領は、ワルシャワを訪問し、ドゥダ大統領と二国間会談を行った。会談後、ドゥダ大統領は、「バイデン大統領は、北大西洋条約第5条が全NATO加盟国の安全を絶対に保証していることを改めて決然と強調した。これはポーランドにとって非常に重要なことである」と強調した。その後、バイデン大統領は、モラヴィエツキ首相及びチヤスコフスキ・ワルシャワ市長と共に国立競技場でウクライナ避難民と面会したほか、旧王宮中庭において演説を実施し、「この男（プーチン大統領）が権力の座にとどまってはならない」という厳しい言葉を使ってロシアを強く非難した。

ドゥダ大統領とジョンソン英首相との電話会談【3月28日】

3月28日、ドゥダ大統領は、ジョンソン英首相と電話会談を行った。クモフ大統領府国際政策局長官は、「多くの具体的な話がなされた。近い将来、短い二国間会談を行うことが合意された」と述べ、同会談は、おそらくロンドンで行われることになるだろうと付言した。同局長官は、具体的な時期については検討するとしつつ、同会談は防衛協力とウクライナ情勢に関するものとなる、と述べた。

モラヴィエツキ首相とクレーバ・ウクライナ外相との会談【3月30日】

3月30日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したクレーバ・ウクライナ外相と会談を行った。会談では、ウクライナとロシアの交渉、現在のウクライナの人道的・軍事的状況、ロシアの戦争犯罪の記録等について議論された。また、バイデン米大統領のポーランド訪問やロシアの侵略に対してウクライナを支援するための既存及び可能なイニシアティブの影響についても議論された。同首相は、対露制裁の更なる強化について、「EUの戦争への対応は前例がないとはいえ、依然として不十分である。ポーランドは、EU加盟国に対し、ロシア経済の大半の部門に対する更なる制裁措置の採用を継続するよう、より強い圧力をかけている」と述べ、これらの措置には、炭化水素（石油、石炭、ガス）、銀行、金融機関の利

用禁止、禁輸措置、オリガルヒ及びロシアの軍事複合体を支援する企業に対する個人資産の凍結などが含まれるべきであると強調した。

ラウ外相のジョージア訪問【3月30日】

3月30日、ラウ外相は、OSCE議長としてジョージアを訪問し、ズラビシビリ大統領、ガリバシビリ首相、ザルカリ副首相兼外相、ウォルスキ国会第一副議長と会談した。ラウ外相は、同会談において、ジュネーブ国際会議(GID)や事故防止・対応メカニズム(IPRM)会議へのジョージアの参加など、内外の課題に取り組むジョージア政府に対するOSCEの支援を再確認した。また、同外相は、「我々は、ジョージアがOSCEの3つの次元全てにおける約束を実施するために、実質的な支援を提供し続ける。南コーカサスでは、ヴィオレル・モサニユ大使がOSCE議長特別代表を務めており、その職務はOSCE議長の優先事項であると考えている」と述べた。同外相は、現在の状況では、ジョージア紛争についての我々の目標は、外交プロセスを維持し、コミュニケーションのチャンネルをオープンに保ち、意図的または非意図的なエスカレーションを避けることである、と付言した。

ジョージア訪問は、ラウ外相が南コーカサスを訪問する際の最初の訪問地となった。ラウ外相は、3月31日にアゼルバイジャン、4月1日にアルメニアを訪問した。

林外務大臣のポーランド訪問【4月2日～4日】

4月2日から4日にかけて、林外務大臣は、ウクライナ避難民のニーズや課題を把握するため、総理特使としてポーランドを訪問した。同訪問には、中谷総理補佐官と津島法務副大臣も同行した。

訪問初日の2日には、無名戦士の墓へ捧花し、ワルシャワ蜂起博物館を訪問した後、同じ時期にワルシャワを訪問中であったウクライナのクレーバ外相と会談を行った。その後、林大臣は、ワルシャワ市内の避難民受入れ施設と国立競技場のPESEL申請受付会場を訪問した。続いて、ウクライナ避難民の支援に携わっている国際機関・NGOの代表者と意見交換を行い、避難民支援のニーズや課題について議論した。

翌3日、林大臣は、ワルシャワから5時間かけてメディアの国境通過地点を視察し、国境警備隊から避難民の状況について説明を受けた。その後、ジェシュフ連絡事務所を訪問し、国境の現場で活動する国際機関の代表者たちと意見交換を行った。林大臣から、各機関がそれぞれの強みを活かす形で日本政府の人道支援が有効的に活用されるよう期待を述べた。

訪問最終日の4日には、林大臣は、ラウ外相、モラヴィエツキ首相及びドゥダ大統領とそれぞれ会談を行った。林大臣から、ウクライナ避難民受入れを始

め、最前線でロシアによるウクライナ侵略に対応しているポーランドに心からの敬意と連帯の意を表する旨述べるとともに、避難民受入れの現場を直接確認し、日本が支援を行う上でのニーズや課題を把握すべく、総理特使として訪問した旨述べた。また、ロシアによるウクライナに対する侵略に対して、志を同じくする民主主義国が一致・結束して毅然と対露制裁を継続することが重要であるとの認識で一致した。さらに、二国間関係についても意見交換を行い、自由で開かれた国際秩序を守るため、戦略的パートナーとして、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

モラヴィエツキ首相とトラス英外相との会談【4月5日】

4月5日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したトラス英外相と会談を行った。会談では、援助問題、人道支援、欧州の安全保障が主な議題となった。同首相は、NATO内での更なる集中的かつ成果重視の二国間協力に対する期待を表明した。同首相は、英国が東方での同盟国のプレゼンス強化のために直ちに行動したことに感謝し、それを維持・延長する必要性を指摘した。さらに、同首相は、我々の目標は紛争の「外交的解決」ではなく、ロシアのウクライナからの撤退を実現し、ウクライナの領土の一体性を完全に回復させる必要があると指摘し、ウクライナを支援するためにあらゆることを行うべきであると強調した。

ラウ外相とトラス英外相との会談【4月5日】

4月5日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したトラス英外相と会談を行った。会談の主な議題は、ロシアのウクライナに対する侵略、特に中・東欧及び同盟国全体に対する人道的影響と安全保障上の示唆についてであった。両外相は、ロシアの侵略に直面したトランスアトランティック・コミュニティの結束を確認し、ウクライナの主権と領土の一体性に対する支持を強調した。ラウ外相は、NATO東方の安全保障を強化するための英国のコミットメントに感謝し、ポーランドと英国の協力関係の更なる発展への期待を表明した。また、ウクライナ支援におけるポーランドの活動や、ポーランドが過去最多の難民を受け入れていることに起因するニーズについても報告した。トラス外相は、ラウ外相に対し、苦境にあるウクライナへの軍事、政治、人道支援に関する英国のこれまでの活動を説明した。

ブチャの事案に関するポーランド外務省声明【4月5日】

4月5日、外務省は、ブチャの事案に関する声明を発出した。同声明は、ウクライナ軍によって解放されたブチャからのニュースは、我々を恐怖と怒り、そして正義への渴望で満たしていると述べ、民間人に対する犯罪は、ロシアが締約国である武力紛争に関す

る国際人道法(ハーグ条約及びジュネーブ条約)及び国際慣習法により絶対に禁止されていると指摘した。また、同声明は、手を縛られたまま後頭部を撃たれて殺される市民の映像は、スターリンやナチスの全体主義の暗黒時代との比較を思い起こさせると強調し、我々は、このような凶悪な行為の責任者を裁くために、あらゆる手段を講じることを宣言すると表明した。

M1A2「エイブラムス」戦車購入契約署名【4月5日】

治 安 等

テロ脅威警戒レベル発令の延長【3月31日】

31日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE-CPR」(4段階のうち第3段階)及びウクライナ国境地域2県(ルベルスキエ県・ポドカルパツキエ県)に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」(4段階のうち第2段階)を本年4月15日23時59分まで延長する政令に署名した。テロ脅威警戒レベルの発令によって、治安当局や行政全体は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【4月1日】

4月1日、国境警備隊は、3月に試みられたベラ

4月5日、ブワシュチャク国防大臣は、ワルシャワ駐屯の第1機甲旅団を訪問し、ポーランド陸軍のための250両のM1A2「エイブラムス」戦車を購入する契約に署名した。この契約には、戦車の購入だけでなく、戦車を支援する戦車回収車及び戦車橋の購入の他、技術的、訓練及び兵站上の支援を含んでおり、併せて十分な量の弾薬を調達することになる。同戦車は、今年の後半には28両が納入され、2026年には納入が完了する予定である。

ルーシからの不法越境件数は1,747件であったと明らかにした。また、本年初め以降、同国境付近において3,293件の不法越境が試みられ、前年同期においては同様の案件は3件であったと指摘した。

ベラルーシ情報機関に協力した疑いでベラルーシ人2名を拘束【4月4日】

ポーランド検察庁は、ベラルーシ情報機関に協力した疑いでベラルーシ人2名を告発した。当該被告2名は、4月4日にポーランド軍憲兵隊によって拘束され、裁判所の命令により3か月間身柄を拘束されることになる。軍防諜局の調べによると、当該被告2名は国防にとって重要な軍事・民間施設の偵察といったスパイ活動に従事していたという。

**経 済
経済政策**

UNHCRによるウクライナ避難民支援【4月6日】

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、ポーランドのウクライナ避難民に対して経済的支援プログラムを開始。扶養家族の人数に応じて、一人あたり月額最大2,540ズロチを3か月間受給することができる。同プログラムの総額は8億ズロチで、今までに9,500人が利用している。現在ワルシャワのみで開始され、今後他の都市にも活動を拡大する予定とされる。

欧州委員会の対ロシア制裁第5次パッケージの発表【4月6日】

5日、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、対ロシア制裁の第5次パッケージを発表した。石炭の輸入禁止、ロシアの銀行4行のSWIFTシステムからの排除、近代機械・設備の輸出制限と贅沢品の輸入制限、ロシア企業のEU公共調達からの排除、ロシアおよびロシアが運営する船舶のEU港湾閉鎖が含まれる。

6日、モラヴィエツキ首相は、ロシアのオリガルヒの資産とEU全域の銀行にあるロシア連邦の資産を直ちに没収する必要があるとあり、EUは既存の制裁を強化して、全てのロシア企業やプーチン大統領の同盟者が制裁から回避する機会を得られないようにすべきと指摘した。

マクロ経済動向・統計

金融政策決定会合、中央銀行基準金利を1%引き上げ【4月6日】

6日、金融政策決定会合は、中央銀行基準金利を1%引き上げ、2012年11月以降では最高水準の4.5%とすることを決定した。これは7回連続の利上げであり、2000年以降では最大の利上げ幅となる。金利引き上げの理由は、インフレ率のリスクを抑え、

インフレ予想を弱めることにあるという。最近のインフレ高騰は主にウクライナ戦争によるもので、エネルギーや農産品の価格が急激に上昇している。インフレ予想は、賃金上昇圧力につながり、インフレが高止まりする懸念があるとされている。

失業率が5.4%に低下【4月7日】

家族・社会政策省は、2022年3月の失業率が0.1%低下し、5.4%になったと発表した。同省によれば、3月12日に施行された特別法により、3万5千人

のウクライナ人がポーランドで仕事を始め、その数は日々増加している。

ポーランド産業動向

国家サイバーセキュリティシステム法案の公開協議要求【3月28日】

オレンジ、プラス、Tモバイル、ファーウェイが加盟する民間雇用者連盟(レヴィアタン)は、3月25日に発表された最新の第7次国家サイバーセキュリティ法案の公開協議を首相に要求した。今回の変更点は主に高リスク業者に関する部分であるが、ファーウェイをポーランドの通信ネットワーク構築用機器提供者から排除することを依然認めている。

業の管轄を引き継いでおり、これらの企業はKSGの一員となる予定である。KSGを新設する目的は、外国企業がポーランドの生産者を市場から追い出すことを防ぐためとしている。

ポーランドの学校におけるウクライナ人教師の就職準備【4月5日】

チャルネク教育・科学大臣は、約3,500名のウクライナ人教師がポーランドの学校での求人に応募していると述べた。ポーランドの教育制度では、現在学校に申し込んでいる数万人のウクライナ避難民の子供に対し、ウクライナ人教師の支援なしでは対応が困難と考えられている。しかしながら、ウクライナ人教師の多くは、ウクライナへ戻る希望を抱え、今後数週間様子を見ることにして就職を先延ばししている。既に16万5千人のウクライナ人の子供がポーランドの学校に通っており、うち3万人は幼稚園に登録されている。

ポーランド食品グループの設立【3月30日】

サシン副首相兼国有財産大臣は、ポーランド食品グループ(KSG)に統合される国営企業のリストについて、コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣と共に近く発表すると述べた。KSGに統合される15の主要企業は、穀物生産、砂糖生産、でんぷん生産、穀物工場、農業、保存食生産の6分野に分かれる。KSGはポーランド砂糖会社(KSC)を中心に設立予定で、国有財産省は既に7つの農業分野の国営企

エネルギー・環境

原子力発電所建設に向けたステップ【3月30日】

国営原子力発電会社PEJは、今後、環境認可に向けた手続きを行うため、環境影響評価報告書を環境保護総局に提出した。PEJによると、報告書は、建設予定地付近のホチェヴォ・グニエヴィノ・クロコヴァの地域において、最大3,750MWのポーランド初の原子力発電所を建設及び運転するプロジェクトに関するものとなっている。PEJは、報告書と共に国境を超えた環境影響評価手続きを求める書類も提出した。

ロシア産炭化水素の輸入停止【3月30日～4月7日】

3月30日、モラヴィエツキ首相は、ウクライナ侵略に対するロシアへの制裁として、遅くとも本年5月までにロシア産の石炭、年末までにロシア産の石油とガスの輸入を停止すると発表した。ロシア産ガスの輸入分は、シフィノウィシチェのガスターミナル、バルティック・パイプライン、グダンスク近くの洋上ガスターミナルで供給できるとしている。

2040年までのポーランドのエネルギー政策の改定【3月30日】

3月30日、閣僚理事会は2040年までのポーランドのエネルギー政策(PEP2040)の改定に向けた前提条件を採択した。当該文書は、ポーランドの独立性と主権を支える手段として再生可能エネルギー開発の加速に焦点が当てられている。2040年までに再生可能エネルギーの生産割合は40%から50%に引き上げられた。エネルギー移行時のガスの役割が見直され、バイオメタン、水素、低炭素合成燃料、電気へ徐々に置き換えられる予定。また、大型原子力発電所の建設が優先されるものの、SMRがより考慮される見通しである。

4月4日、サシン副首相兼国有財産大臣は、ウクライナ侵略の影響で、ポーランドは今後数年間石炭エネルギーの利用を継続し、増加しなければならないと述べた。

4月7日、ドジアジオ気候・環境次官兼国家原材料政策全権委員は、ユーロパワー・エネルギー会議において、ロシアへの制裁による石炭不足の際には国内の石炭企業は自社での採掘により自社の資源を確保したいとの考えを示し、商業用発電所の需要をフル活用することで石炭を増産することが可能と述べた。また、同副大臣は、ポーランドはオーストラリア、コロンビア、南アフリカなど、石炭を輸入するための他の供給源を確保していると付け加えた。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催中です。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園における日本月間【2022年4月2日(土)～5月1日(日)】

ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。写真展、ワークショップ、コンクール、花見等の行事が予定されています。イベントへの参加は無料ですが、植物園への入場は有料です。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細: www.ogrod-powsin.pl/

【予定】第15回ウッチ大学日本デー【2022年4月23日(土)～24日(日)】

ウッチ市にて、八雲琴クラブ協会主催「第15回ウッチ大学日本デー」が開催されます。日本に関する講義、武道デモンストレーション、様々なワークショップが予定されています。

主催: 八雲琴クラブ協会

場所: ウッチ市, Wydział Ekonomiczno-Socjologiczny Uniwersytetu Łódzkiego, ul. Rewolucji 1905 r. 39/41, Łódź

詳細: <https://fb.me/e/33XVCOPaV>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail.wr.mofa.go.jp)